

## 府が所有する府民利用施設の再開等について

【考え方】民間に対し休止の協力を依頼する施設と同種の施設は引き続き休止するが、その他の施設は、業種別の感染拡大予防ガイドラインを踏まえ適切な感染防止策を講じた上で順次再開する。

### 1 適切な感染防止策を実施した上で継続していた施設

- ・医療施設（洛南病院）
- ・府営住宅
- ・宿泊施設[集会の用に供さないもの]（丹後王国食のみやこ（ホテル・道の駅））
- ・社会福祉施設（障害児入所施設、児童養護施設、母子生活支援施設等） など

### 2 既に適切な感染防止策を講じた上で順次再開を決定している施設

- ・劇場等（文化芸術会館、府民ホール）
- ・博物館等（京都文化博物館、堂本印象美術館、図書館、京都学・歴彩館（ホール等を除く）、植物園等）
- ・宿泊施設[集会の用に供するもの]（ゼミナールハウス、マリーンピア等）
- ・都市公園（山城総合運動公園、丹波自然運動公園、伏見港公園、けいはんな記念公園等）内の屋外施設
- ・各施設の貸会議室 など

### 3 新たに適切な感染防止策を講じた上で順次再開する施設

- ・集会・展示施設（京都テルサ（多目的ホール）、パルスプラザ、京都学・歴彩館（ホール等）等）
- ・運動・遊技施設（サンガスタジアム by KYOCERA、島津アリーナ京都、丹後王国食のみやこ（ホテル・道の駅以外）等）
- ・都市公園（山城総合運動公園、丹波自然運動公園、伏見港公園）内の屋内施設 など

### 4 引き続き休止する施設

- ・運動・遊技施設[スポーツジム]（京都テルサ（スポーツ施設）、丹波自然運動公園（トレーニングセンター）等）